5　結果の表示

⑴　スプリアス領域における不要発射の強度

4⑴において測定した不要発射電力の最大の１波をμW単位又は搬送波振幅値に対する不要発射振幅値の比をdB単位で周波数とともに記載する。

⑵　帯域外領域における不要発射の強度

4⑵において測定した不要発射電力のうち、設備規則に規定する許容値に対し最も余裕のない１波を、必要周波数帯幅における４kHz当たりの最大電力密度に対する不要発射振幅値の比として、dB単位で周波数とともに記載する。なお、分解能帯域幅を４kHz以外として測定した場合は、分解能帯域幅の値を併せて記載する。

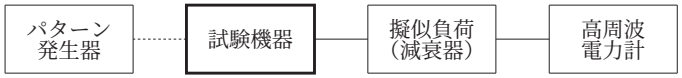
6　その他

⑴　必要周波数帯幅は、設備規則に規定する占有周波数帯幅の値とする。

⑵　必要周波数帯幅直近の帯域外領域（必要周波数帯幅の端から10kHz以内）の不要発射の測定において、分解能帯域幅の減衰特性が影響する場合は、より狭い分解能帯域幅に設定して測定し、４kHzの分解能帯域幅に換算することができる。

七　空中線電力の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　高周波電力計は、熱電対又はサーミスタによる熱電変換型とする。

⑵　高周波電力計のセンサの時定数は、平均電力を測定するために必要な値とする。

⑶　擬似負荷（減衰器）の減衰量は、高周波電力計に最適動作入力レベルを与えるものとする。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、連続送信状態とする。

⑵　標準符号化試験信号を用いて変調する。

4　測定操作手順

⑴　高周波電力計の零点調整を行う。

⑵　連続送信状態とする。

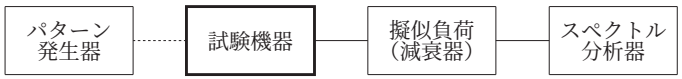
⑶　高周波電力計を用いて平均電力を測定する。

5　試験結果の記載方法

空中線電力の絶対値をW単位で、工事設計書に記載される空中線電力に対する偏差を%単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

八　搬送波を送信しないときの電力

1　測定系統図



2　測定器の条件

スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	割当周波数帯の中心
掃引周波数幅	割当周波数帯幅
分解能帯域幅	100kHz（ただし、設備規則に規定する占有周波数帯幅の許容値が100kHz以上の場合は、占有周波数帯幅の許容値以上の値に設定する。）
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引トリガ	フリーラン
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、連続送信状態とする。

⑵　標準符号化試験信号を用いて変調する。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２のように設定して掃引し、搬送波振幅のピーク値をマーカを用いて読み取る。

⑵　試験機器の設定を送信停止状態とする。

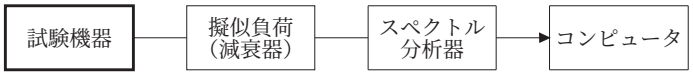
⑶　スペクトル分析器を２のように設定して掃引し、搬送波振幅のピーク値をマーカを用いて読み取る。

5　試験結果の記載方法

4⑴で測定した搬送波振幅値に対する4⑶で測定した搬送波停止時の振幅値の比をdB単位で記載する。

九　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　擬似負荷（減衰器）の減衰量は、20dB程度以下とする。

⑵　副次発射探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	30MHzから搬送波周波数の３倍以上まで
分解能帯域幅	測定周波数が１GHz未満の場合は、100kHz 測定周波数が１GHz以上の場合は、１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑶　副次発射測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	測定する副次発射周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	測定周波数が１GHz未満の場合は、100kHz 測定周波数が１GHz以上の場合は、１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3　試験機器の状態

⑴　指定の周波数に設定する。

⑵　送信を停止し、受信状態とする。